

DIS 通信サービス契約約款
DiSM まとめてプラン 特約

第7版

平成26年4月20日

ダイワボウ情報システム株式会社

料金表

第1表 DIS通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、DIS通信サービス契約約款第38条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

DiSMまとめてプラン適用の選択

DiSMまとめてプラン適用の選択	<p>ア 当社は、DIS契約者の選択により、2（料金額）に規定する基本使用料に下表の加算料を加える取扱い（以下「DiSMまとめてプラン適用」といいます。）を行います。この場合において、DIS契約者は、そのDiSMまとめてプラン適用の種別及びその加算対象となる通常料金契約を指定して頂きます。</p> <p>DiSMまとめてプラン適用1件ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">DiSMまとめてプラン適用の種別</th> <th>加算料</th> </tr> <tr> <th>税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DiSMまとめてプラン800</td> <td>762円（822円）</td> </tr> <tr> <td>DiSMまとめてプラン1670</td> <td>1,590円（1,718円）</td> </tr> <tr> <td>DiSMまとめてプラン800(T8)</td> <td>741円（800円）</td> </tr> <tr> <td>DiSMまとめてプラン1040(T8)</td> <td>963円（1,040円）</td> </tr> <tr> <td>DiSMまとめてプラン1670(T8)</td> <td>1,547円（1,670円）</td> </tr> </tbody> </table>	DiSMまとめてプラン適用の種別	加算料	税抜額（税込額）	DiSMまとめてプラン800	762円（822円）	DiSMまとめてプラン1670	1,590円（1,718円）	DiSMまとめてプラン800(T8)	741円（800円）	DiSMまとめてプラン1040(T8)	963円（1,040円）	DiSMまとめてプラン1670(T8)	1,547円（1,670円）
	DiSMまとめてプラン適用の種別		加算料											
		税抜額（税込額）												
	DiSMまとめてプラン800	762円（822円）												
	DiSMまとめてプラン1670	1,590円（1,718円）												
	DiSMまとめてプラン800(T8)	741円（800円）												
	DiSMまとめてプラン1040(T8)	963円（1,040円）												
DiSMまとめてプラン1670(T8)	1,547円（1,670円）													
<p>※2014年4月1日以降の契約者はDISまとめてプラン800(T8)、DISまとめてプラン1040(T8)、DISまとめてプラン1670(T8)を適用するものとする</p>														
<p>イ 当社は、アの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当するときを除いて、これを承諾します。</p> <p>（ア）そのDIS契約者がDIS通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>（イ）そのDIS契約者が第33条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、DIS通信サービスの利用を停止されたことがあるとき。</p> <p>（ウ）その通常料金契約において同時に適用されるDiSMまとめてプラン適用の数（その申込日を含む料金月に廃止された数を含みます。）が1件を超えることとなるとき。</p> <p>（エ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p>														
<p>ウ DIS契約者は、イの承諾を受けた場合は、その承諾した日（加算対象となる通常料金契約の締結と同時にDiSMまとめてプラン適用を申し込んだ場合は、その提供開始日とします。以下「DiSMまとめてプラン開始日」といいます。）を含む料金月から起算してその廃止日の前日（WiMAXまとめてプラン開始日とその廃止日が同一の日である場合は、その日）を含む料金月までの期間について、アの加算料を支払っていただきます。</p>														
<p>エ 加算料については、第39条（基本使用料の日割り）の規定にかかわらず、日割りを行いません。</p>														

オ DIS契約者は、DISまとめてプラン適用の種別を変更することができません。

カ DISまとめてプラン適用は、そのDISまとめてプラン開始日を含む料金月から起算して24料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。

キ DIS契約者は、(ア)の発生事由のいずれかに該当した場合は、(イ)のDISまとめてプラン解除料の支払いを要します。

(ア) 発生事由

①DISまとめてプラン適用を行っている通常料金契約の解除があったとき。

②DIS契約者からの申出によりDISまとめてプラン適用を廃止したとき。

(イ) DISまとめてプラン解除料

DISまとめてプラン適用1件ごとに

区 分	料金額
DISまとめてプラン 800	税抜額762円(税込額822円)に 残余月数を乗じて得た額
DISまとめてプラン 1670	税抜額1,590円(税込額1,718 円)に残余月数を乗じて得た額
DISまとめてプラン 800(T8)	税抜額741円(税込額800円)に 残余月数を乗じて得た額
DISまとめてプラン 1040(T8)	税抜額963円(税込額1,040円) に残余月数を乗じて得た額
DISまとめてプラン 1670(T8)	税抜額1,547円(税込額1,670 円)に残余月数を乗じて得た額

備考 残余月数は、24から継続月数(そのDISまとめてプラン開始日から起算して(ア)の発生事由に該当した日の前日(WiMAXまとめてプラン開始日とその廃止日が同一の日である場合は、その日)までの期間を含む料金月の数)を控除した数とします。

※2014年4月1日以降の契約者はDISまとめてプラン800(T8)、DISまとめてプラン1040(T8)、DISまとめてプラン1670(T8)を適用するものとする

2 料金額

		1 通常料金契約ごとに月額
区 分		料金額
		税抜額（税込額）
基本使用料	D i S M F l a t 年間パスポート	3, 6 9 6 円（3, 9 9 1 円）
	D I S M F l a t ツープラス	4, 1 9 6 円（4, 5 3 1 円）
	D I S M F l a t ツープラス a u スマホ割り（2 年）	4, 1 9 6 円（4, 5 3 1 円）
	D I S M F l a t ツープラス a u スマホ割り（4 年）	4, 1 9 6 円（4, 5 3 1 円）
	D I S M F l a t ツープラス ギガ放題	4, 8 8 0 円（5, 2 7 0 円）

注) 月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料は、ご利用日数分の日割額となります。

1. D i S M F l a t 年間パスポートにおける日割計算の方法は 1 日 123 円（税込 132 円）にご利用日数を掛けた金額になります。
2. D i S M F l a t ツープラスにおける日割計算の方法は 1 日 139 円（税込 150 円）にご利用日数を掛けた金額になります。
3. D i S M F l a t ツープラス a u スマホ割り（2 年）における日割計算の方法は 1 日 139 円（税込 150 円）にご利用日数を掛けた金額になります。
4. D i S M F l a t ツープラス a u スマホ割り（4 年）における日割計算の方法は 1 日 139 円（税込 150 円）にご利用日数を掛けた金額になります。
5. D i S M F l a t ツープラス ギガ放題における日割計算の方法は 1 日 162 円（税込 174 円）にご利用日数を掛けた金額になります。

附 則（14-DISW 推-001 号）

（実施時期）

1. この改正規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日から実施します。
（D I S M まとめてプラン適用プランの追加と税込額、税別額表記の修正）
2. 2 0 1 4 年 4 月 1 日以降開始のまとめてプラン（T 8）シリーズの追加と税別、税込金額表記の修正

附 則（14-DISW 推-002 号）

（実施時期）

1. この改正規定は、平成 2 6 年 8 月 1 9 日から実施します。
（D I S M まとめてプラン適用の選択の修正）

附 則（15-DISW 推-003 号）

（実施時期）

1. この改正規定は、平成 2 6 年 2 月 2 0 日から実施します。
（対象料金プランの追加に伴う修正）

附 則（15-DISW 推-004 号）

（実施時期）

1. この改正規定は、平成 2 6 年 4 月 2 0 日から実施します。
（D I S M まとめてプランの追加）